

第1章 戦略策定にあたって

1 戦略策定の趣旨

(1) 背景

兵庫県は日本のほぼ中央に位置し、北は日本海、南は瀬戸内海・太平洋に面する地理的特徴を持った本州唯一の県です。「日本の縮図」とも言われる県土には、大都市地域、都市近郊地域、多自然居住地域などがあり、また、森林、里地、湖沼、ため池、河川、海岸など動植物の生息・生育に適した多様な自然環境にも恵まれています。この豊かな自然に育まれた動植物は、清らかな水や空気を生み出し、災害を軽減し、食料や燃料、日々の暮らしに必要な道具などを供給しています。そして私たちは、動植物が持っている様々な機能やかたちなどを利用することによって農林水産業をはじめ多くの産業を発展させ、多様な気候風土と地勢的・社会的特性のもとで地域の特色ある文化を育むなど自然の恩恵を受けて生活を営んできました。

県下に生息・生育する多種多様な生きものは、様々な環境に適応して進化し、「個性」と「つながり」をもって存在しています。人間もこの生物の一員として、他の生物とつながりあいながら自然を尊び、多様な動植物をうまく利用してきました。しかし、近年、開発や乱獲、自然に対する人間の働きかけの減少による里山等の荒廃、外来生物による生態系の攪乱など、豊かな自然と生物の多様性に及ぼす影響が懸念される事態が進行しています。

(2) これまでの取組

こうした事態に対応するため、兵庫県では、“豊かな自然環境”と“人の営み”が調和し、美しい景観のもとで健康で快適な生活をおくることのできる「持続可能な社会づくり」に向けて、様々な自然環境保全の取組を展開してきました。特に、平成7年の「環境の保全と創造に関する条例」の制定は、環境適合型社会の実現をめざし、参画と協働を基調に県民総参加の取組を進める契機となりました。また、同年に策定した「兵庫ビオトープ・プラン」は、個々の生物種だけでなく、生態系の保全にも言及した地域版生物多様性戦略の先駆けといえるものでした。

これを契機に自然環境の保全・再生を図る取組を活発に展開しています。その代表例としては、淡路夢舞台の自然再生、瀬戸内海の再生、コウノトリの野生復帰、尼崎21世紀の森づくり、ひょうご・人と自然

の川づくり、里山林の整備などが挙げられます。最近では、野生動物の保護管理に関する調査研究拠点として「森林動物研究センター」を設置したほか、幼児期からシニア世代までのそれぞれのライフステージに応じた環境学習・教育などの取組も進めています。

また、各地域においては、地域住民やNGO・NPO等による自然環境の保全・再生の自主的な実践活動が数多く行われています。

(3) 戦略の必要性

しかしながら、これまでの取組は、それぞれが生物多様性の保全・再生に貢献する先進的なものではあるものの、“兵庫県における生物多様性に関する目標や基本方針”が共有されていないために取組相互の連携が不十分となり、それぞれの取組が個別的な対応となったり、流域等を単位とした生態系の連続性を確保する視点が不足している状況にあります。このため、県行政のみならず、国、市町、県民等のあらゆる主体が共有できる基本指針が必要となっています。

そこで兵庫県では、生物多様性に関して実施してきた取組を体系的に整理し、その中で明らかとなった課題に対して的確に対応していくための総合的な指針となる「生物多様性ひょうご戦略」を策定することとしました。

2 戦略策定の目的

本戦略策定の目的は次のとおりです。

- (1) 生物多様性の保全・再生・持続可能な利用とその基盤となる環境の創成についての目標を共有し、県の各種施策を一層有機的に連携させて、総合的・体系的かつ計画的に推進します。
- (2) 県民、事業者、民間団体、行政などの各主体が、生物多様性の保全と持続可能な利用についての目標を共有し、それぞれの役割分担と応分の負担のもとに協働して、自発的かつ積極的に生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むよう方向づけます。

3 戦略の性格

本戦略の性格は、次のとおりです。

- (1) 「生物多様性基本法（平成20年6月6日法律第58号）」第13条の規定に基づく、兵庫県の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画

- (2) 「環境の保全と創造に関する条例」第6条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定された「兵庫県環境基本計画」における「生物多様性の保全」の具体化を図る戦略
- (3) 市町の生物多様性に関する戦略の策定や施策の実施において尊重されるべき基本指針であり、県民の生活や事業者の事業活動、あるいは民間団体の活動に際し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関して尊重されるべき基本指針

4 戦略の期間

生物多様性を安定的に確保するためには、生物が世代を重ねて他の生物とつながりあい、生態系として安定するために長い期間を必要とします。

このため、100年計画といった考え方で生物多様性の保全・再生を進めていくことが重要ですが、本戦略の期間は、生物多様性の動向を勘案しつつ取組を進める必要があることから、平成42年(2030年)頃を展望しつつ、概ね10年間(平成29年度まで)とし、社会経済情勢や環境問題の変化などに適切に対応するため、原則として5年ごとに見直しを行います。

ひょうご戦略の特徴

- 策定手法
 - ・ 各地域において活発に活動している多くのNPO等の活動団体に対して、意見交換会、戦略に記載すべき内容に関するアンケート調査などを実施し、広く県民の意見を反映して戦略を策定
- 内容の特徴
 - ・ 森・川・海・里地・都市域の各生態系ごとに、動植物の種類や生息状況や生息数の動向など兵庫県が有する生物多様性の豊かさを詳細に記述
 - ・ コウノトリの野生復帰など兵庫県の先導的な取組とNPOの多彩な活動実績をとりまとめ
- 取組の特徴
 - ・ 県や市町のすべての事業において生物多様性の視点を取り入れるために、アドバイザーの設置や工法等の手引きとなる生物多様性配慮指針などの基盤整備を重点的に推進
 - ・ NPO等の活動をさらに充実・強化するために、NPO等の交流や情報共有を図るネットワーク化を推進

